

在宅勤務における作業環境確認と労災

厚生労働省は令和 3 年 3 月に「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（以下テレワークガイドライン）」（旧情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン）を出しました。うち安全衛生確保のうち作業環境整備と労働災害について関連通達も含め紹介します。

1. 安全衛生の確保

事業者は、在宅勤務においても安全衛生管理体制を確立し、職場での労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずることを求められています。（例：雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育、労働者に対する健康教育・健康相談その他健康の保持増進に必要な措置、長時間労働者への医師による面接指導など）テレワークガイドラインでは、これらの措置でも必要に応じたオンライン実施が有効だとしています。

オンライン面談については既に「情報通信機器を用いた労働安全衛生法（条番号省略、80 時間超・研究開発業務・高プロ・海外派遣）の規定に基づく医師による面接指導の実施について」（一部改正令和 2 年 11 月 19 日基発 1119 第 2 号）が出されており、留意事項として、面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であり、情報セキュリティが確保され、操作が容易に利用できるような情報通信機器であることがあげられています。また、衛生委員会等で調査審議を行い労働者に周知するなどの手順にも言及していますので、医師の面接指導以外の、安全衛生確保のための措置をオンライン実施する場合にも参考になるものと思われます。

2. 作業環境確認

事業者は労働者の作業場の環境を整備する義務があり、「事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）」「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン（令和元年 7 月 12 日基発 0712 第 3 号）」において具体的に定められていますが、作業場が労働者の自宅である場合には、これらは一般には適用にならないとされています。とはいえ安全衛生に配慮した在宅勤務が実施されるに越したことはありませんので、テレワークガイドラインでは、労働者の在宅勤務においても上の衛生基準規則等と同等の作業環境となるよう事業者が教育・助言等を行うこと、また同ガイドラインの別紙（事業者用と労働者用のチェックリスト）を活用すること等により在宅労働者に作業環境の報告を求め、必要な場合には労使が協力して改善を図る等の措置を検討することが重要としています。

3. 労働災害の考え方

労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じた災害は、業務上の災害として労災保険給付の対象となります。業務上災害と認定されるには、労働者が業務を原因として被った負傷等であって、業務と負傷等との間に一定の因果関係があることが必要であり、在宅勤務においても負傷等が発生した具体的状況で個別に判断されます。なお、トイレ等の生理的行為等については、事業主の支配下にあることに伴う行為であり、業務に附随する行為として取り扱われます。

労働者が私用（私的行為）または業務を逸脱する恣意的行為を行ったこと等による負傷等は、業務上災害とは認められませんが、在宅勤務では私的行為と業務の切り分けが難しく、ほとんどの場合事故発生時の状況を他者が確認していないことが特徴となります。テレワーク総合ポータルサイトでは、私的行為の例として、自宅内のベランダで洗濯物を取り込む行為や個人宛の郵便物を受け取る行為で転んで怪我をした場合があげられています。

テレワークガイドラインでは、こういった私的行為が原因の負傷等は業務上災害に該当しないということ、また発生状況等についても使用者や医療機関等が正確に把握できるよう可能な限り記録することを、使用者が在宅労働者に対して周知することが望ましいとしています。

………東京都の令和 3 年度補正予算による奨励金のお知らせ………

「テレワーク・マスター企業支援事業」（常時雇用 300 名以下の都内中小企業等が在宅手当他の経費をかけ、5 月 12 日から 9 月 30 日までに週 3 日または 3 か月一定日数で都内事業所の労働者 7 割を 3 か月間在宅勤務させると、実施人数に応じて定額の奨励金支給）→期限など詳しくは東京都の web ページでご確認ください。

ホームページ「関東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止
しています。

社会保険労務士法人 関東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711